

育児・介護休業給付金の支給要件の取扱いの変更についてのお知らせ

平成24年4月1日から育児・介護休業給付金の支給要件の取扱いが、以下のとおり変更となりましたので、お知らせいたします。

【変更前】

支給単位期間に、育児・介護休業による全日休業日が20日以上であること

- ※1. 支給単位期間に2月末日を含む場合、全日休業日数が18日（閏年の場合19日）以上であること。
- ※2. 育児・介護休業終了等により、1ヶ月に満たない支給単位期間については、育児・介護休業による全日休業が1日以上あれば、要件を満たします。

【変更後】

支給単位期間に、就業していると認められる日数が10日以下であること

- ※1. 支給単位期間の実日数（歴日数）が31日、30日、29日又は28日の場合には、それぞれ全日休業日が21日、20日、19日又は18日以上必要となりますので、ご注意下さい。
- ※2. 育児・介護休業終了等により、1ヶ月に満たない支給単位期間については、就業していると認められる日数が10日以下であるとともに、全日休業日が1日以上あれば、要件を満たします。

就業していると認められる日とは

全日に渡って休業している日以外の日のことをいいます。

※土曜日、日曜日及び祝祭日のような所定労働日以外の日は、全日休業日に含まれません。

公共職業安定所（ハローワーク）

（平成24年4月）